

**令和元年度
自治基本条例に係る本市の取組**

令和2年11月

茅ヶ崎市

はじめに

本市では、平成22年4月1日に、自治の基本理念やそれを実現するための制度等を定めた茅ヶ崎市自治基本条例を施行しました。

この条例を着実に推進するため、同年5月に、この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールをまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度）」を策定し、その進行管理を行うとともに、毎年、その進捗状況を公表してきました。

また、自治基本条例が形骸化することのないよう、平成24年度及び平成28年度に同条例の検証を行いました。この検証を踏まえ、平成29年度以降に取り組むべき事項等をまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を平成29年3月に策定しました。この新たなアクション・プランにつきましても、進行管理を適切に行い、毎年、その進捗状況を公表してまいります。

本書は、このアクション・プランに掲げられている事項のうち令和元年度に取り組んだ内容をまとめたものです。

平成29年度から令和2年度までの4年間の取組の内容及びスケジュールについては、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」をご覧ください。

※ 「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」で平成31年度と表記していた部分は令和元年度と、平成32年度と表記していた部分は令和2年度と置き換えています。

目 次

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち

平成30年度までに取組が終了した項目	1
《第15条（情報の管理等）関係》	2
《第16条（市民参加）関係》	3
《第19条（財政運営等）関係》	5
《第20条（行政評価）関係》	6
《第21条（行政手続）関係》	8
《第24条（職員通報）関係》	9

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち

平成30年度までに取組が終了した項目

<p>第17条関係 (政策法務等)</p>	<p>自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備</p>	<p>条例等を体系的に整備するための方法について検討を重ね、「市民主体による自治の推進」を趣旨として、「自治の基本理念」及び「市政運営の基本原則」を踏まえて必要となる条例等の整備を行うこととしました。</p> <p>現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備は完了するものとの結論に達しました。</p> <p>※平成30年度取組終了</p>
<p>第25条関係 (コミュニティ)</p>	<p>コミュニティに関する規定の見直しの検討</p>	<p>第25条第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定している条項であると再認識しました。</p> <p>また、このように整理することで、第25条第1項の解釈としては、十分条文の意に沿ったものであるため、条文を改正する必要はないものとの結論に達しました。</p> <p>なお、逐条解説については、より条文の趣旨に沿った表現となるよう改訂します。</p> <p>※平成29年度取組終了</p>
<p>第29条関係</p>	<p>国際交流に関する考え方の整理</p>	<p>第29条第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組でなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。</p> <p>※平成29年度取組終了</p>
<p>新設規定</p>	<p>「危機管理」規定の必要性に関する検討</p>	<p>茅ヶ崎市自治基本条例に、市における危機管理体制の整備又は充実という趣旨の「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討しました。</p> <p>他自治体の自治基本条例上の位置付けや、本市の取組等について考察した結果、規定すべき内容は、「自治の基本理念」としてこの条例の第4条第3号に規定しているものと同様の趣旨であること、また、防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に認識されていると思われることから、新たに規定を設ける必要性は低いと考え、「危機管理」に関する規定は設けないこととしました。</p> <p>※平成30年度取組終了</p>

1 <<第15条（情報の管理等）関係>>

- ・アクション・プラン15頁
- ・担当課：総務部文書法務課・文化生涯学習部文化生涯学習課

（アクション・プラン抜粋）

（仮称）公文書管理条例の制定

歴史公文書等を統一的、体系的に整理・分類するとともに、当該文書の保存場所の確保に努めます。

また、（仮称）公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の実施

○ 基準に基づく文書の整理・分類

歴史公文書等の管理・保存の基準に基づく整理・分類を進めます。

○ （仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

（仮称）公文書管理条例の策定準備を行います。また、条例施行に向けた市民への周知を行います。

○ 基準に基づく文書の整理・分類

基準に基づき、これまで収集してきた文書や民間資料の整理・分類を進めました。

また、新たな仕組みとなる歴史公文書等の取扱いや運用方法について、検討を進めました。

○ （仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

市民説明会、市民アンケート及びパブリックコメント手続を経て、令和2年第1回市議会定例会へ提案し、茅ヶ崎市公文書等管理条例を制定しました。

なお、条例は、令和3年4月1日から施行します。

2 <第16条（市民参加）関係>

- ・アクション・プラン17頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

(1) パブリックコメント手続の運用の適正化

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実施にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の取組

○ マニュアルに基づく適正な運用

平成29年度に策定したマニュアルに基づき、パブリックコメント手続を適正に運用します。

○ マニュアルに基づく適正な運用

職員のための市民参加手続ガイドを活用し、パブリックコメント手続の運用方法や実施すべき時期、意見の扱い方、意見提出者への情報提供などの職員の認識を統一し、適正な運用に努めました。

3 ≪第16条（市民参加）関係≫

- ・アクション・プラン18頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

(2) 市民参加における審議会の位置づけの検討

審議会を構成する委員の選任や、その会議等について、市民参加との関係性を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の取組

○ 検討結果に基づく運用

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討し、その結果に基づいて運用します。

○ 検討結果に基づく運用

市民参加条例第13条を踏まえ、審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法の一つと確認し、運用を行いました。また、市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。

4 ≪第19条（財政運営等）関係≫

- ・アクション・プラン21頁
- ・担当課：財務部財政課・企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討

発生主義会計を取り入れた財務4表を公表するとともに、その活用方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の実組

○ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用

前年度決算に基づいて財務4表を作成し、公表します。併せて決定した活用方法に基づき、財務4表を活用します。

○ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用

5月に開催された湘南都市財政協議会等を活用し、財務4表の活用に関する事例研究を行いました。それらの調査研究結果を踏まえ、より効率的な財務4表の作成、さらなる分析及び活用の促進を目指して、地方公会計財務書類作成業務委託を開始しました。

作業業務の委託化に伴い、省力化されることで確保できる人的資源を活用し、さらなる分析・活用の促進に向けて取り組みました。

5 <第20条（行政評価）関係>

- ・アクション・プラン23頁
- ・担当課：企画部企画経営課・企画部行政改革推進室・財務部財政課

（アクション・プラン抜粋）

(1) 評価結果の予算への反映方法の改善

行政評価の結果をより効果的に予算編成に反映させる方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の実施

○ 基本的考え方の整理

行政評価の結果を予算編成作業へ反映するための基本的考え方を整理します。

○ 基本的考え方の整理

事務事業評価は、事業を実施した結果としてどのような成果を得られたかとの視点により振り返りを実施し、その結果を予算要求へ繋げるよう取り組みました。

また、事務事業評価に、廃止した業務棚卸評価の考え方を加えることで、業務改善を意識した予算要求に繋げることができました。

6 <<第20条（行政評価）関係>>

- ・アクション・プラン24頁
- ・担当課：企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

(2) 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成23年度から令和2年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

併せて適切な目標設定のあり方について検討を行います。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の取組

○ 行政評価への外部視点の導入方法の決定

外部視点の導入に当たっての考え方を作成します。

○ 適切な指標の設定（政策目標）

次期茅ヶ崎市総合計画における政策目標に適切な指標を設定します。

○ 行政評価への外部視点の導入手法の決定

市民参加型外部評価を実施している事例や評価におけるプロセスや評価結果の反映について調査・研究を行うとともに、現行の評価についての課題を整理することで、外部評価の制度設計について検討しました。

外部評価を実施する頻度や評価のレベル、外部評価を依頼する対象など、適性を判断するに当たって引き続き調査・研究が必要であると考えます。

○ 適切な指標の設定（政策目標）

次期茅ヶ崎市総合計画の策定にあわせて、目標と手段の因果関係を可視化することで、政策・施策・事務事業の各レベルにおいて適切な指標を設定することができるようにするとともに、指標設定に係るマニュアルの作成を進めました。

7 <第21条（行政手続）関係>

- ・アクション・プラン25頁
- ・担当課：総務部文書法務課

（アクション・プラン抜粋）

審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表

各課において設定し、窓口で公表している審査基準等（審査基準、処分基準及び標準処理期間）を市ホームページで公表します。

アクション・プランに掲げられた令和元年度取組

○ 審査基準等の市ホームページでの公表

公表作業を行い、審査基準等を公表します。

○ 審査基準等の市ホームページでの公表

市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新しました。

8 <第24条（職員通報）関係>

- ・アクション・プラン28頁
- ・担当課：総務部行政総務課

（アクション・プラン抜粋）

通報事例集の作成

通報しやすさという観点から、職員通報の対象となる事例について事例集を作成し、職員への職員通報制度の周知を図ります。

アクション・プランに掲げられた令和元年度の取組

○ 職員への周知

職員通報の対象となる事例集について、職員に対し周知を図ります。

○ 職員への周知

茅ヶ崎市職員通報に関する要綱に基づいて適切に運用しました。

また、毎月、各課かいに職員通報外部窓口相談日の連絡を行うとともに、制度の周知を図ることで、通報しやすい環境の整備に努めました。